

甲板上ニハ適當ノ箇所ニ眞鍮棒吋「デックライト」ヲ附スベシ

四十六、端艇鈎其他

漁艇ノ重サニ應ジ規定ノ如ク作り練鐵製「カラー」及「ソケット」ヲ以テ舷測ニ堅牢ニ取付ク可シ。漁艇ハ常ニ之ヲ舷外

ニ懸クルヲ以テ鈎ノ強サハ充分ナルヲ要ス。特ニ中央部ノ両

舷ニ附スルモノハ時トシテ更ニ大ナル漁艇ヲ吊ルコトアルヲ以テ他

ノモノヨリ大ナルヲ要ス。又鈎ノ長サハ漁艇ガ水面ヨリ充分ナル

距離ヲ有スルモノタルベシ。「ベールントレーフ」入り「ブロック」「フオール」「チエーンガイ」「スパン」「グリップ」等ヲ完備スベシ

舷梯甲鐵製鈎及鯨肉割載用臺鈎ヲ備フベシ

「カットヘッド」ヲ船首楼適當ノ所ニ設ケ「ブロック」「フオール」等

ヲ完備シ且「ブロック」「ローラー」等ヲ以テ「カプスタン」ト便利ナル連絡ヲナスヲ要ス

四十七、「ボラード」及「フェアリーダー」

凶面ニ示ス箇所ニ堅牢ナル臺木ヲ取付ケ「ボイド」ヲ甲板梁

ニ固着スベシ。甲板梁間ニ当ルモノハ適當ナル構造ヲナシ固着スベシ

「フェマリーリダー」ハ適當ニ取付クベシ

四十八、「ビレーイングビンレール」